



担	京都労働局 雇用環境・均等室 室長	金井陽子
当	雇用環境改善・ 均等推進監理官	田中淳史
	電話 075-241-3212	

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンが 4月からスタートします。

京都労働局（局長 高井吉昭）では、4月から7月まで「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。

そこで、アルバイトを始める前に学生等が必要な知識を身につけることができるよう、新入学生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までの間、集中的に周知・啓発を行います（資料1）。

また、トラブルにあった際に気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を強化します。

【キャンペーンの概要】

1 実施期間 平成30年4月1日から7月31日

2 京都労働局が行う主な取組内容

(1) 労働法セミナー、出張労働相談等

大学等に出張し、学生を対象としたセミナーを実施

同時に、出張相談を実施し、労働に関するトラブルについての相談に対応

内容に応じて労働基準監督署等と連携

(2) 「若者相談コーナー」の設置（資料2）

総合労働相談コーナー（府内9か所）に学生が容易に相談できる「若者相談コーナー」を設置

(3) 周知・啓発の実施

・事業主団体、労働団体への協力依頼

・リーフレットの配布、ポスターの掲示

・京都ブラックバイト対策協議会（構成員 京都労働局、京都府、京都市）による連携した周知・啓発活動（資料3）

3 厚生労働省が行う主な取組内容

(1) 労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」・クイズを通して学習することができるスマートフォンアプリ「労働条件（RJ）パトロール！」などを提供（資料4）

(2) 夜間、休日に無料で相談できる労働条件ホットラインの開設（☎0120-811-610）

(3) e-ラーニング教材「e-ラーニングでチェック！今日から使える労働法」の提供

(4) 関係団体への協力依頼

【資料】

- 1 事業主の皆さんへ「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン中です！！
- 2 学生・生徒の皆さんへ 総合労働相談コーナーをご利用ください
- 3 そのバイト、大丈夫？ 京都ブラックバイト対策協議会
- 4 確かめよう 労働条件 (RJパトロール！)

事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です！！

実施期間：平成30年4月～7月

重点事項

- Point 1** アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！
- Point 2** 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！
- Point 3** アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！
- Point 4** アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
- Point 5** アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時

0120-811-610 土・日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」





アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件をしっかりと明示する必要があります。特に次の6項目については必ず書面で明示しなければなりません。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回することはできません。
また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）



学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

大学生等に対するアルバイトに関する意識調査(平成27年厚生労働省実施)では、大学生等から「試験の準備期間や試験期間中に休めなかったり、授業に出られないほどのシフトを入れられた、または変更された」といった回答がありました。本来、学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。

また、採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。



学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！

アルバイトについて、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。

就業を命じられた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。

また、原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。

さらに、アルバイトにも残業手当の支払は必要です。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては厚生労働省ホームページをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html



商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。



アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

アルバイトが遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。

総合労働相談コーナーをご利用下さい

アルバイト先でのトラブルの解決をお手伝いします

労働者及び事業主からの労働に関するあらゆる相談に無料で対応し、関係法令の説明や情報の提供を行います。

また、事案に応じて京都労働局が実施している個別労働紛争解決制度（労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん制度）を紹介しています。



京都労働局、京都駅前及び府内の労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを開設しています

京都労働局総合労働相談コーナー
TEL 075-241-3221

開庁時間

月～金曜日 8:30～17:15
(土、日、祝日、年末年始は閉庁)

お気軽に
ご相談ください!

所在地

〒604-0846
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
京都労働局 1階



京都労働局管内 総合労働相談コーナー 一覧

京都駅前総合労働相談コーナー

〒600-8216
京都市下京区西洞院通塩小路
東塩小路町608-9(下京区役所東隣)
日本生命京都三哲ビル8階

フリーダイヤル
0120-829-100
(京都府内限定)
075-342-3553

※京都駅前コーナーのみ
平日 9:30~17:00



京都上総合労働相談コーナー

〒604-8467
京都市中京区西ノ京
大炊御門町19番19
京都上労働基準監督署内

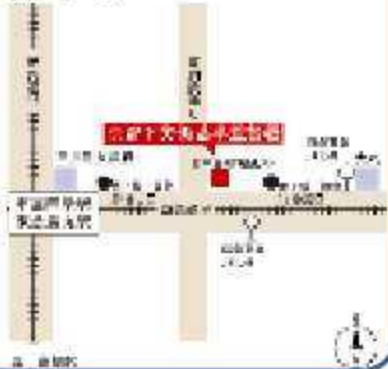
TEL
075-462-5112



京都下総合労働相談コーナー

〒600-8007
京都市下京区四条通東洞院
東入立売西町60番地
日本生命四条ビル5階
京都下労働基準監督署内

TEL
075-254-3196



京都南総合労働相談コーナー

〒612-8108
京都市伏見区奉行前町6
京都南労働基準監督署内

TEL
075-601-8322



福知山総合労働相談コーナー

〒620-0035
福知山市内記1丁目10-29
福知山地方合同庁舎
福知山労働基準監督署内

TEL
0773-22-2181



舞鶴総合労働相談コーナー

〒624-0946
舞鶴市字下福井901番地
舞鶴港湾合同庁舎6階

TEL
0773-75-0680



丹後総合労働相談コーナー

〒627-0012
京丹後市峰山町杉谷147-14
丹後労働基準監督署内

TEL
0772-62-1214



園部総合労働相談コーナー

〒622-0003
南丹市園部町新町118-13
園部労働基準監督署内

TEL
0771-62-0567



そのバイト、大丈夫？

※ 京都府労働局 075-746-5086



ちょっと気になるそのバイト、一度相談してみませんか？

こんなことないですか？

- ・一方的に急なシフト変更を命じられた。
- ・辞めたくても辞めさせてもらえない。
- ・準備・後片付けの時間の賃金を支払われなかった。
- ・1日6時間を超えても休憩時間が与えられなかった。
- ・仕事中にうっかり食器を割ったら弁償させられた。



京都労働局 御池ちゃん



アルバイトでのトラブル、お気軽に御相談ください

あなたの場合、具体的にどうすればよいか、いっしょに考えます！

主な相談窓口	電話番号	相談日・時間
京都労働局 総合労働相談コーナー 京都市中京区両替町通御池上ル 金吹町451 	075-241-3212 0120-829-100 (京都府内限定)	<月～金> 8時30分～17時 (フリーダイヤルは 9時30分～17時)
京都府労働相談所 ブラックバイト相談窓口 京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内 	0120-786-604 (京都府内限定) 075-661-3253	<月～金> 9時～13時 14時～21時 <土> 9時～13時 14時～17時
京都市 わかもの就職支援センター 京都市下京区東塩小路町939 キャンパスプラザ京都6階 	075-746-5086	<火～土> 9時～18時

京都ブラックバイト対策協議会 (京都労働局・京都府・京都市)

労働条件に関する
総合情報サイト



確かめよう
労働条件

確かめよう 労働条件

マンガで学ぶ
労働条件

しっかり学ぼう！
働くときの基礎知識



アルバイトも
確かめよう！

アルバイトの
労働条件を確かめよう！
キャラクター
「たしかめたん」



労働条件
Q&A



労働条件に関する法律を
クイズを通して学習することができる

クイズアプリが
新しく登場！



労働条件を 確かめてみませんか?



シッカリ学ぼう！
働く時の基礎知識。

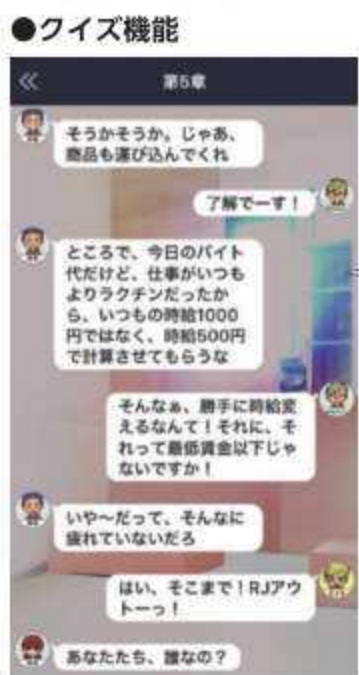
あなたの労働条件を専用サイトで、「たしかめよう！」

<p>労働条件に関する疑問にお答えします。</p> <p>Q & A ></p>	<p>労働基準などの基礎知識を得られます。</p> <p>法令・制度のご紹介 ></p>	<p>労働条件に関するご相談はこちらの窓口でどうぞ Counseling Services and Hotlines in Foreign Languages</p> <p>相談機関のご紹介 ></p>	<p>アルバイトの労働条件を確かめよう！ アルバイトをする前に知っておきたいポイント ></p>	<p>採用内定の取消、解雇、辞職など重要な裁判例を紹介します。</p> <p>裁判例 ></p>
---	---	--	---	---



新登場のクイズアプリは、

学生や就労経験の浅い方向けに、アルバイトや就労している生活の中で労働法に関する問題をゲームしながら擬似的に体験し、気軽に労働関係法令等を学習するスマートフォンアプリです。



登場人物の問題発言(労働条件(RJ)アウト)が見つければ、画面をタップ

アプリをダウンロードしよう!

iPhone/Android



相談機関窓口紹介



●その他にも、相談機関・窓口紹介や関係法令一覧も掲載。